

### 3. 有料老人ホームに係る情報の開示について

老人福祉法第29条第5項の規定において、有料老人ホームの事業者は、入居希望者に対して、介護等のサービスの内容や費用負担の額など、入居契約に関する重要な事項を開示しなければならないこととされているところである。入居希望者が、適確に自らの状況に応じた施設を選択することができるようにする観点から、貴団体においては、有料老人ホームの事業者に対して、改めて重要事項の説明の徹底を図るよう、適切な指導の実施をお願いしたい。

なお、重要事項の説明の具体的方法については、書面の交付のみならず、インターネットを活用した情報開示や個別相談への対応など、入居希望者のニーズに応じた複合的な手段によることが望ましい。

### 4. 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について

看護職員の業務は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）において診療の補助等を行うことと定められており、有料老人ホームにおいても、医師の指示下で一定の医行為を行うことが可能である。

なお、平成24年度の介護報酬改定においては、有料老人ホーム等を対象とする特定施設入居者生活介護について、夜間の看護体制を確保した上で看取り介護を行った場合の加算を創設したところである。

今般、介護と医療の連携強化が求められているところであり、有料老人ホームにおいても、介護・医療を切れ目なく提供するという観点から、医療ニーズを有する高齢者の生活を支えるための役割を果たすことが求められており、本件について、有料老人ホーム事業者に対して周知の徹底をお願いしたい。

以 上

平成24年5月17日老高発0517第1号

有料老人ホームを対象とした指導強化について

抜粋